

株式会社関電エネルギーソリューション
「(仮称)今ノ山風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見について

平成27年3月24日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)今ノ山風力発電事業計画段階環境配慮書」について、株式会社関電エネルギーソリューションに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。
意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 高知県土佐清水市及び三原村
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出 力 : 最大60,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成27年 1月19日
環境大臣意見受理	平成27年 3月 6日
経済産業大臣意見	平成27年 3月24日

問合せ先:電力安全課 磯部、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)

株式会社関電エネルギーソリューション
「(仮称)今ノ山風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見

1. 鳥類に対する影響

事業実施想定区域の一部は、鳥獣保護区に指定されており、また、事業実施想定区域及びその周辺において、過去にはイヌワシの生息が記録されているほか、専門家からはクマタカの生息の可能性やサシバの渡りへの配慮について助言を受けている。このため、本事業の風力発電設備及び取付道路等の付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、重要な鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価し、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等によるこれら鳥類への影響を可能な限り回避すること。

2. 水生生物に対する影響

本事業の実施により、沢筋等への土砂や濁水の流入に伴う重要な水生生物への影響が懸念される。このため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、可能な限り工事実施時の土工量を抑制し、かつ、土砂の流出等を回避し、重要な水生生物への影響を回避又は極力低減すること。

3. 植物に対する影響

事業実施想定区域の一部は、アカガシを主体とした自然度の高い照葉樹林が存在し、自然環境保全法に基づき環境省が実施する自然環境保全基礎調査において特定植物群落「今ノ山の森林」として選定されている。また、事業実施想定区域に隣接する南東側の尾根には、自然度の高いハリモミ群落も残存している。このため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、アカガシ樹林等の自然度の高い植生に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価し、これら自然度の高い植生への重大な環境影響を回避すること。

4. 生態系に対する影響

風力発電設備等の配置等は、一般的に生物多様性の保全上、重要である尾根筋を想定している。このため、できる限り既存道路、無立木地等を活用することで森林の伐採及び地形の改変を最小限となるよう、本事業の風力発電設備等の配置等を検討すること。

なお、改変部分については、地域の在来種（郷土種）による早期の緑化を計画すること。